所有者不明の土地利用を求める意見書

平成28年度の地籍調査において、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は約20%に上ることが明らかになった。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040年には、ほぼ北海道の面積に相当する約720万%の所有者不明土地が発生すると予想している。

現行の対応策としては、土地収用法における不明裁決制度として、所有者の 氏名・住所を調査し、不明であれば調査内容を記載した書類を添付するのみで 収容裁決の申請が可能であるが、探索などの手続に多大な時間と労力が必要と なっている。また、民法上の不在者財産管理制度もあるものの、地方自治体が 申し立てできる要件が不明確な上、不在者1人につき管理人1人を選任するた め、不在者が多数に上ると手続に多大な時間と労力がかかる。

このように、所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間と経費を要している現状を踏まえ、国においては、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度の構築に向けて、下記の事項について取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
- 3 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索 の合理化を図ること。
- 4 所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
- 5 収用対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月26日 高 松 市 議 会 衆議院議長
核院議長
校園総理大臣
総理大臣
校本大臣
株水産 臣臣
株水産 大臣
大臣